

近接の原子力施設からの影響に係る
審査に関する意見交換
議事録

原子力規制庁

近接の原子力施設からの影響に係る審査に関する意見交換
議事録

1. 日時

平成30年11月19日（月） 14：00～14：17

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室D・E

3. 出席者

原子力規制庁

山田 知穂	原子力規制部長
市村 知也	原子力規制企画課長
谷川 泰淳	原子力規制企画課 総括係長

事業者

阿部 正芳	東北電力株式会社	原子力本部原子力部	副部長
佐藤 大輔	東北電力株式会社	原子力本部原子力部	課長
江谷 透	東京電力ホールディングス株式会社	原子力設備管理部 設備計画グループ	課長
大平 拓	日本原子力発電株式会社	発電管理部 プラント管理グループマネージャー	
西川 信一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	安全・核セキュリティ統括部	次長
永富 英記	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力科学研究部門 研究炉加速器技術部	原子力科学研究所 技術主席 兼 JRR-3管理課長

4. 議題

（1）近接の原子力施設からの影響に係る審査に関する事業者の意見について

5. 配付資料

議事次第

出席者一覧

資料 1 「近接の原子力施設からの影響に係る審査」に関する事業者意見（事業者資料）

参考 1 近接の原子力施設からの影響に係る審査について（第29回原子力規制委員会の議論を踏まえた修正版）（第32回原子力規制委員会資料（平成30年9月26日））

6. 議事録

○山田部長 原子力規制庁原子力規制部長の山田です。

定刻になりましたので、実用発電用原子炉施設における近接の原子力施設からの影響に係る審査に関する意見交換を始めたいと思います。

出席者の皆様方については一々御紹介をさせていただきますけれども、お手元に資料がございます。そちらのほうで確認をしていただければと思います。

まず最初に、本日の意見交換の目的について御説明をさせていただきたいと思います。

本年9月26日の原子力規制委員会において、近接の原子力施設からの影響に係る審査について議論されました。今日、資料として参考1につけているものがそのときの資料です。

この委員会での議論を踏まえて、この参考でつけさせていただいている資料の4.の周辺原子力施設の状態等に変化がある場合の対応について、事業者との意見交換を行うということになりました。本日はこのことを踏まえて事業者の方々と意見交換をしたいということでございます。

それでは、資料として事業者の皆様方に準備していただいたものがございますので、そちらのほうの資料をお願いできますでしょうか。

○東北電力（阿部） 東北電力の阿部です。

近接の原子力施設からの影響に係る審査につきましては、今お話のありました資料1の事業者意見というところに記載しております事業者の意見をまとめてまいりましたので、代表して東北電力から説明させていただきます。

資料に入ります前に、今回、意見を求められています御趣旨でございますけれども、自らの原子力施設で許認可を受けた後、周辺原子力施設が許認可を受けるなどして状況変化

があった場合の対応に関するものと理解しております。

原子力事業者としましては、周辺原子力施設からの影響を自主的に評価すること、さらに影響がある場合はその対策と、またさらに必要があれば許認可の手続を行うということは、自らの施設の原子力安全を維持向上させるために必要なことだと考えております。

その上で、この影響評価ですとか、あと許認可等の手続及び影響評価に必要な情報入手についての意見ということで取りまとめてまいりましたので、東北電力、佐藤のほうから、資料に基づき説明させていただきます。

○東北電力（佐藤） 東北電力の佐藤です。

資料1を1枚めくっていただきまして、2ページをお願いします。

本日は、箱で囲んでございます9月26日、規制庁殿の資料にあります、4. 周辺原子力施設の状態等に変化がある場合の対応、この部分につきまして、手続に関して2点ほど、情報入手に関して1点ほど、次ページ以降で事業者意見を述べさせていただきたいと思えます。

それでは、次ページ、3ページ目をお願いいたします。

手続に関してですが、まず、1点目です。「申請施設の許認可処分がなされた後に、周辺原子力施設が許認可処分を受けるなどした場合、申請施設の設置者が自発的に周辺原子力施設からの影響を考慮し、追加の対応等に関し所要の手続を採ることを基本とする」とされている点についてですが、事業者としましては、影響評価についてはしっかり、まずこれについては行っていきたいと思っております。

また、評価の結果につきましては、安全性向上評価であるとか届出、こういったものを活用して報告をしてまいりたいと考えてございますので、その辺りについて御考慮いただきたいというふうに考えてございます。

2点目の意見です。「手続の期限については個別に検討する」とされております点についてですが、このページの下の方に図を記してございますが、周辺原子力施設の許認可後、申請施設の影響評価までは十分な猶予期間を設けていただきたいと考えてございます。

また、影響評価結果を踏まえまして、新たな対策が必要となった場合、これは許認可が必要なケースということで考えますが、許可認可の処分後、対策完了までに必要となる期間、これを猶予期間として確保をお願いしたいというふうに考えてございます。

この2点が手続に関する事業者意見でございます。

次ページをお願いいたします。

次に情報入手に関しての意見でございます。「周辺原子力施設からの影響を考慮する際に必要な情報の入手に関して、対象となる周辺原子力施設設置者から協力を得られるよう、原子力規制委員会は必要な指導等を行う」とされてございます。これについては、申請者、申請施設の設置者が申請施設の自主的な対応を検討するに当たって、必要な情報は事業者としても収集をしてまいりたいと思いますが、このページの下の方に情報の例として挙げてございますような機密情報であるとか核物質防護上、重要な情報、こういったものについては事業者間では十分に情報を得ることができないといったような場合も想定されますので、こういった情報を確実に得ることができるよう、必要に応じて、ぜひ事業者間の情報開示にも規制側にも関与していただければというふうに考えてございます。

以上、3点が事業者からの意見ということでございます。

○山田部長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

どなたからでも結構です。

どうぞ。

○市村課長 原子力規制庁規制企画課長の市村です。

説明ありがとうございました。

幾つか確認をさせていただきたいと思いますが、まず最初に、今日の資料1は、表紙に事業者の皆さんのお名前が列記されていますけれども、この方々の総意によるものというか、すなわち、今日御出席されているのは全部の会社ではありませんけれども、この会社で取りまとめられた意見であるというふうに解釈してよろしいですか。

○東北電力（阿部） はい。冒頭申し上げましたように、この会社間で調整してお持ちしたものでございます。

○市村課長 ありがとうございます。

それでは、具体的な中身では幾つか確認をしたいんですが、まず3ページですが、(1)のところの最後のほうで「安全性向上評価や届け出等により」というのは、この届出というのは具体的に何かイメージされているものはあるんでしょうか。

○東北電力（佐藤） 東北電力の佐藤でございます。

届け出と申しておりますのは、設置変更届出のような既存のそういう届出という処分手続の枠組みを活用して、こういった評価について報告をするようなことも考えていただければというのが事業者の意見でございます。

○市村課長 規制庁の市村です。

そうすると、その(2)の3行目のところに「新たな対策が必要となった場合」というのもあって、評価の結果、自分のプラントに何らかの対策が必要という場合もあって、そうすると、それは届け出になるかもしれないけれども、やっぱり既設の、既存の許可、認可に影響をする、前提が変わるとかですね、対応が変わるとか、自分の事故対応が変わるとか、施設が変わるということになると、届出にとどまらず、許可・認可の申請、変更認可なり変更許可の手続が必要になる場合もあるということは、御認識をされているということでしょうか。

○東北電力（佐藤） 東北電力の佐藤でございます。

そういう認識でおります。既存の対策に変更を要する場合、または新たに対策が必要となる場合は、それに該当するというふうに認識してございます。

○市村課長 ありがとうございます。規制庁の市村です。

そうすると、もう1つの質問は、(2)のところで評価のための十分な猶予期間、あるいは、対策が必要になった場合には、これも対策完了までに必要となる期間ということで、時間的な猶予を求めている、これは實際上、当然だとは思いますが、中身にはよると思えますけれども、これはイメージとしてはどのぐらいの期間と置いていただければいいんですか。

○東北電力（佐藤） 東北電力の佐藤です。

もちろん、これは評価結果に依存するものでございますので、一概に半年とか1年とかそういうふうに猶予期間をなかなか決めるのは難しいとは思いますが、少なくとも評価には相応の時間が必要と思えますし、対策に対しては、運用対策というのももちろん想定される範囲ですが、ハード的な対策となればそれなりの時間を要すると思えますので、これは個別に評価結果を踏まえて猶予期間の設定について議論をさせていただければいいかなというふうに考えてございます。

○市村課長 規制庁の市村です。

もちろん、今、時間的な、具体的なものは難しいとは思いますが、恐らくボトムラインはというかクリティカルなのは、新しく参入してくる相手方の施設が何らかの原子力施設としての安全性というか危険性というかを発揮する時点、端的には、例えば原子力発電所であれば、燃料を装荷する時期とか、あるいは運転とかですね、いう相手方がやはり安全考慮を必要となる状態になるまでには、自分のプラントの手当ては終わっていないと

いけないというふうに思いますけれども、それはそういう認識でよろしいですか。

○東北電力（佐藤） 東北電力の佐藤です。

もちろん、そういう相手の周辺の施設がそういう要因を持つようなタイミングまでには、必要な措置というのはとられるべきだというふうには考えてございます。

○市村課長 規制庁の市村です。

ありがとうございました。

それから最後に、私からは最後の確認なのですが、最後のページの2. (1)の一番最後のボツで、営利情報というのがあるんですけども、これは具体的には、皆さんが評価をするときに営利情報に係るものがほしいと思うような、具体的にはどういう状況というか、中身はどんなことなんでしょうか。その上の構造とか運用とかPPというのは恐らくあり得るだろうなとは思いますが、営利情報というのはどういう意味でお書きになられていますでしょうか。

○日本原子力発電（大平） 日本原子力発電の大平です。

営利情報というのは、設備上の対応を例えば隣のプラントがするとなったときに、その設備の仕様だったりとか、その中のメーカーノウハウとかも含めてのことなので、その影響が、その、その設備がいつごろ、どれぐらいの期間で、どれぐらいの、どういうつき方をして、どういう構造だという、そこら辺の一連の情報の中にメーカーノウハウがあった場合に、それが歯抜けのようになってしまうときに評価が困難になることを懸念して、ちょっと広めに記載させていただいてございます。

○市村課長 規制庁の市村です。

ありがとうございます。

そうすると、営利情報が単独であるというよりは、むしろその上に書かれている構造、運用、PPを含めて、それを評価するために歯抜けになって、営利情報が抜けて実際わからないということがないようにという、そういう意味ですね。

○日本原子力発電（大平） はい、さようでございます。

○市村課長 ありがとうございます。

そうすると、最後の最後ですけれども、今いただいた意見を踏まえると、もとの規制庁の書いてあった紙の4. のところの記載の具体的な書きぶりというか文言について、何らかの修正を求めるものではないということと理解してよろしいですか。

○東北電力（阿部） 東北電力の阿部です。

記載内容について変更を求めているというものではございません。

○市村課長 ありがとうございます。

○谷川総括係長 原子力規制企画課の谷川と申します。

2点ほどお伺いしたいんですけれども、まず、解釈といいますか、認識が合っているかという点で1点確認したいことがございまして、3ページ目の申請のタイミングですとか、絵を描いていただいている部分がございすけれども、これは基本的には周辺原子力施設が許認可したタイミングからスタートしているような感じで絵を描いていただいていますけれども、基本ケースとしてはこうなるとは思うんですけれども、一方で、この間、先日、JRR-3の例ですとかもございすので、必ずしもこの点がスタートポイントになるとも限らなくて、ケース・バイ・ケースで変わってくるという認識でいるんですけれども、こちらの認識が合っているかどうか、その認識をお持ちかどうか確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○東北電力（佐藤） 東北電力の佐藤です。

必ずしも周辺原子力施設の許認可がスタートのタイミングということではなくて、そういった懸念が生じた場合が起点というふうに考えますので、ここで示した図は1つの例というふうに捉えてございます。

○谷川総括係長 ありがとうございます。

もう1点お伺いしたいことが、4ページ目になるんですけれども、4ページ目で情報の例として4類型を書いていただいておりますけれども、現時点で具体的に何かしら困難ですとか、こういう情報がという具体的な想定があるか、もしくは、一般的にこういうのがあり得るということを考えられている程度なのか、検討の粒度をお伺いできればと思います。

○東北電力（佐藤） 東北電力の佐藤です。

今、情報の例として掲げたものは、現時点において非公開扱いにされてくるような情報の類をここに列挙したということでございます。

こういった情報の開示につきましては事業者間で、例えば覚書を締結して公開をするとか、そういうことを積極的に事業者間ではやっていこうとは思いますが、必ずしもこういったものがなかなか事業者間だけでは情報のやりとり、解決できない場合もあるということ想定して、規制側のこういった情報交換について関与をお願いしているということでございます。

○谷川総括係長　ありがとうございます。

○山田部長　じゃあ、もうこれで、こちら側からお伺いしたいことはよろしいですか。

今日の議論の中で何か追加的に御発言になりたいということがもしあればですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

○東北電力（阿部）　東北電力の阿部です。

以上で我々のほうは結構です。

○山田部長　わかりました。

どうもありがとうございました。

ちょっと短時間でございましたけれども、本日の意見交換を踏まえて周辺原子力施設の
状態等に変化がある場合の対応について検討した上で、原子力規制委員会にその検討結果
を諮りたいというふうに思います。

それでは、これで意見交換について終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上